

新潟県条例第18号

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（開示決定等の期限）</p> <p>第25条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>14日</u>以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（開示決定等の期限）</p> <p>第25条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日</u>以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>44日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>45日</u>以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。